

市立貝塚病院運営審議会一般公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市立貝塚病院運営審議会規則（昭和31年貝塚市規則第236号）の第3条第2項第4号に規定する委員（以下「委員」という。）の公募委員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 委員に応募しようとする者は、次に掲げる要件をそなえていなければならない。

- (1) 公募を行う年の4月1日現在において、20歳以上で市内に在住し、かつ、住民基本台帳記載されている者。または外国人登録原票に登録されている者。
- (2) すでに設置されている他の審議会などの委員の職にある者及び市議会議員、市職員は除く。
- (3) 平日の午後に開催する審議会に出席できる者。

(公募の方法)

第3条 市長は、委員を公募するときは、その旨を公表するとともに、広報など適切な方法により市民に周知する。

2 応募者は、次に掲げる事項を書面に記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 年令
- (3) 住所
- (4) 履歴
- (5) 応募理由・病院についての意見

(委員会)

第4条 市長は、委員の公募があったときは、委員の選考に関しその適正を期するため、市立貝塚病院運営審議会委員公募選定委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

(選考等)

第5条 委員会は、市長から委員の選考について諮問があったときは、応募資格及び総合的所見等を審査の上、委員を1名選考し、市長に報告するものとする。

2 公募委員の選考は6段階で採点し、男女共同参画計画コスモスプランの関連施策として男女比率等を考慮の上、選考する。

3 公募を実施しても、定員に満たなかったとき、又は適任者がなかったとき等の場合は、公募によらず委員を選任することができるものとする。

(結果の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による報告を受け、選考結果が適当であると認めたときは、応募者に対し選考結果を記載した書面を送付する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年3月3日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。